

大学による海外への留学支援の体制・取組

本学では質の高い意欲的なグローバルな人材、有為の教育者を養成することを目的に、海外留学を推奨しており、なかでも大学間交流協定（学生交流覚書）を締結している大学へ1学期～1年間、派遣する交換留学制度に力を入れています。

教員養成系大学としては多い、20カ国・地域の50を超える大学と大学間交流協定（学生交流覚書）を締結しており、多様な留学先を選択することが可能です。

この交換留学制度を利用すると本学の授業料を納付するのみで、留学先での授業料を支払う必要がないほか、取得した単位を本学の単位として申請することができます。

このほか、夏休み、春休みを利用した協定校でのサマープログラムや短期（語学）研修プログラムも実施しています。

大学による海外からの留学生への学习上、生活上の支援の体制・取組

チューター制度

留学が有意義なものになるように、日本語の支援が必要とされる入学後1年以内の主に交換留学生を対象に学習や学生生活のサポートを行うチューター制度を実施しています。また修士2年生には修士論文の日本語添削を行う修士論文添削チューター制度があります。

留学生住宅総合補償

アパートを借りる際、日本国内に保証人を見つけることが困難な留学生に対して、日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入することを条件に、大学が保証人を引き受けています。

留学生対象各種奨学金

留学生に対して各種奨学金の募集があります。大学の推薦を必要とする奨学金については、毎年、春期および秋期に学内（国際課）にて奨学金選考が行われ、その選考受験者の中から各奨学金へ推薦いたします。選考などの奨学金に関する案内は、国際課掲示板に掲示いたします。